

1 災害に伴う休業等の決定について

(1) 校長等が決定する場合

災害に伴う休業は、学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第63条（中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園について同条を準用。）に基づき、校長等が決定します。

その際には、次の各点に留意します。

- ① 生徒の安全確保の観点から、校区の状況の把握に努め、通学経路や方法、通学範囲などを考慮に入れて、危険が予見される段階で、休業や授業の打ち切りの判断を行います。
- ② 判断にあたっては、中学校区内の学校間で対応を協議します。
- ③ 災害に伴う休業等の連絡をする場合に備え、生徒及び保護者への連絡体制として、スマート連絡帳やタブレットによるTeamsの「投稿」等を活用します。また、生徒が安全に帰宅できたことを確認するために、タブレットによるTeamsの「投稿」等を活用します。

(2) 岐阜市教育委員会が決定する場合

(1)にかかわらず、次の場合は、岐阜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が休業や授業の打ち切りを決定します。

- ① 特別警報・暴風警報発表時等で、市全域に大規模な災害発生が予想され、速やかにその徹底を要するとき。
- ② 暴風警報は未発表であるが、今後、発表が予想される場合に気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）、交通や道路の状況等を勘案し、警報発表に先立って判断するとき。

教育委員会が始業前に休業を決定した場合には、タブレットやスマート連絡帳等で生徒や保護者へ連絡をします。

2 非常時における休業及び登下校等について

(1) 生徒が登校する以前に警報（すべての警報）が発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合

警報発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合

- ① 警報及び警戒レベル3以上が解除されるまで家庭において待機します。
- ② 始業時刻の1時間前までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合は、平常どおり登校します。
- ③ 始業時刻の1時間前から正午までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を開始します。地域の状況によっては、オンライン授業や休業とする場合もあります。
- ④ 正午までに警報及び警戒レベル3以上が解除されていない場合は、休業とします。
- ⑤ 午前中のみ授業については、始業時刻に警報又は警戒レベル3以上が発令されている場合は、休業とします。

※ ただし、②と③の場合において、道路、橋等の損壊その他で危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及びません。

(2) 生徒が登校してから強風注意報・暴風警報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合（台風接近時の場合など）

- ① 強風注意報発表時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況等を判断して、生徒を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させます。
- ② 暴風警報発表時又は警戒レベル3発令時の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）、各地の道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内又は園内（以下「校内等」という。）の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の適切な措置をとります。
- ② 警戒レベル4以上発令時は生徒をいかなる方法であっても下校させず、校内等の最も安全な場所で待機させます。

※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。

(3) 生徒が登校してから警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合

- ① 警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報発表時又は警戒レベル3発令時の気象状況や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、状況に応じて以下のいずれかの措置をとります。
 - A 児童生徒等を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させます。
 - B 安全が十分に確保できない場合は、校内等の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の措置をとります。
- ③ 警戒レベル4発令時は、原則いかなる方法でも下校をさせず、校内等の最も安全な場所で待機させます。※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。
- ④ 警戒レベル5発令時は、原則いかなる方法でも下校をさせず、校内等の最も安全な場所で待機させます。

(4) 暴風警報の発表及び発表が予想される場合の給食の実施について

- ① 気象状況により、休業等が心配される場合は、休業予定日の前々日の正午までに、給食中止を教育委員会学校給食課が決定し、各学校に連絡があります。
 - ・これを受け、学校は、休業とならなかった時に必要な対応を行います。
 - ・暴風警報の発表および発表が予想される時には、給食が提供できない場合があることを保護者の皆様は、ご理解ください。また、各家庭での保存食等の備蓄をお願いします。
- ② 気象状況により、当日の授業打ち切りが心配される場合は、給食の開始時刻を早める、簡易給食（パン・牛乳等）にするなどの必要な措置をとることがあります。
 - ・当日の授業打ち切りが心配される場合は、前日に、給食の提供に関わる情報を生徒及び保護者に事前に連絡するよう努めます。

4 特別警報（主に大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合について

- (1) 特別警報が発表された場合は、「**3 非常時における休業及び登下校等について**」に準じて「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」等の生徒の安全を最優先にした措置をとります。
※ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。
- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報が発せられた場合は、別紙1のとおり対応をお願いします。

別紙1 全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報が発せられた時の対応について

●弾道ミサイル発射に係る基本的な対応について

		弾道ミサイル発射		
弾道ミサイルの行方		①日本の領土、領海に落下の可能性があり、岐阜市にJアラートによる伝達があった場合。	②岐阜市にJアラートによる伝達があり、日本の領土、領海の上空を通過した場合。	③岐阜市にJアラートによる伝達があり、日本の領海外の海域に落下した場合。
Jアラートのメッセージ		「ミサイル発射。ミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。」	「ミサイル発射。ミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。」	「ミサイル発射。ミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。」
(1) 登校前		自宅待機。窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	自宅待機。窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	自宅待機。窓から離れるか、窓のない部屋に移動。
(2) 登校中		建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。
(3) 校 内		机などの下に入り身の安全を守る。	机などの下に入り身の安全を守る。	机などの下に入り身の安全を守る。
(4) 放課後		活動を打ち切り、建物の中へ避難。	活動を打ち切り、建物の中へ避難。	活動を打ち切り、建物の中へ避難。
(5) 下校中		建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。
(6) 自 宅		窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	窓から離れるか、窓のない部屋に移動。
Jアラートのメッセージ ・直ちに避難することの呼びかけ ・通過の情報 ・落下場所等の情報		直ちに避難することの呼びかけ 「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。」	通過の情報 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、■■地方から▲▲へ通過した模様です。不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡してください。」	落下場所等の情報 「先程のミサイルは、○○海に落下した模様です。不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡してください。」
Jアラート		「ミサイル落下。ミサイル落下。○○地方に落下した可能性があります。」		
備 考	登校又は下校の場合	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等にもよるが、安全が確認されれば登校中又は下校中の児童生徒は、学校又は自宅のどちらか近い方へ行く。 近くにミサイルが落下した場合は、口と鼻をハンカチで覆いその場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内、又は風上へ避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認された場合、登校中であれば学校へ、下校中であれば自宅へ行く。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認された場合、登校中であれば学校へ、下校中であれば自宅へ行く。
	屋内の場合	<ul style="list-style-type: none"> 換気扇を止め、窓を閉める。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認された後、授業や活動を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認された後、授業や活動を再開する。